

ウォーキング

市民健康増進センター教室 (いきいきウォーキング)

日 3月20日(祝)午前8時～正午
※雨天中止
対 15歳以上の人
定 20人(申込順)
内 神戸地区周辺の自然を感じながら約4キロメートルのコースを歩く(飲物と市民健康増進センターの入浴無料券付き)。
費 300円(保険代等)
申・問 3月19日(火)までに直接又は電話で市民健康増進センターへ。
☎31-2660 ☎31-2661



子育て

春休みのあそび場

日 3月27日(水)午前10時～正午、午後1時30分～3時30分
場 南地区体育館
対 年少児～小学3年生の子どもと保護者
定 各回30組(申込順)
内 親子で楽しむ運動、工作など
持 動きやすい服装、体育館履き、飲物、タオル
申 3月4日(月)午前8時30分～15日(金)午後5時15分に市HPから申込み
問 子育て支援課
☎63-5005
☎23-2239



きらめきクラブ子育て支援 事業参加者募集

場所 問合せ	とき	
	親子で ワッハッハ!	みんなで ぎゅぎゅ
しんめい ☎24-3346 からこ ☎23-1325	3月4日(月)	3月15日(金)
まつに ☎23-1361 いちのかわ ☎21-6480	3月は 開催なし	3月13日(水) 3月6日(水)
たかさか ☎31-2360	3月1日(金)	3月は開催 なし
	3月8日(金)	

時間 午前10時～11時30分(施設準備のため午前10時以降の入室になります)
対 未就学児と保護者
内 手遊び、体操、製作、読み聞かせなど
持 クレヨン、カラーサインペン、はさみ、のり、セロハンテープ、両面テープ、レジャーシート(小サイズ※製作の際に敷きます)
申 事前申込みは不要。当日クラブで受け付け。
問 保育課
☎21-1407
☎23-2239
※当日は、開催クラブにお問い合わせください。
きらめきクラブHP



児童扶養手当

次の①～⑧のいずれかに該当する子どもを育てている父、母又は生計を維持している養育者に支給される手当です。

- ①父母が婚姻(事実上婚姻関係や内縁関係を含む)を解消した子ども
 - ②父又は母が死亡した子ども
 - ③父又は母に一定の障害がある子ども
 - ④父又は母の生死不明の子ども
 - ⑤父又は母に1年以上遺棄されている子ども
 - ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
 - ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
 - ⑧婚姻によらないで生まれた子ども
- ※ただし、次の場合などは受けられません。
- ・婚姻していなくても、男性(女性)と同居に住民票を登録し、生計が同一である場合(住民票に記載がなくても、実際に生活をともにしている場合を含む)
 - ・児童福祉施設等(母子生活支援施設・通園施設を除く)に子どもが入所している場合など
- ※申請者及び同居している扶養義務者の前年(1月～9月に申請の場合は前々年)の所得により、支給に制限があります。

申・問 子育て支援課
☎21-1461
☎23-2239



ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援

高等学校を卒業していないひとり親家庭の父又は母及びその子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、受講費用の一部を助成する制度です。

申請は、受講開始より前にする必要や所得制限等申請要件があるため、申請を希望する人は、事前にお問い合わせください。

問 子育て支援課
☎21-1461
☎23-2239



4月1日から開設します!! 東松山市こども家庭センター

妊娠・出産の際に抱える不安、子どもの成長や子育てに関する悩み、ヤングケアラー本人が抱える困りごと、家庭内の心配ごとなど、子どもに関する総合相談窓口です。

こども家庭センターはどこにできるの?

東松山市保健センター内に開設します。
相談受付は年末年始・祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時15分になります。
※母子保健に関する相談は、火・木曜日のみ午後7時まで

こども家庭センターでは誰に何を相談ができる?

専門職が相談に応じます。
保健師・助産師……妊娠期からの母子保健の相談
子育てコンシェルジュ……幼児期の子育て相談
家庭児童相談員……18歳未満の子育て相談
社会福祉士……生活や子どもの福祉の相談

例えば……

出産時、上の子の
育児サポートを知りたい



ミルクの量が足りているか不安・
授乳の仕方が分からない



学校に
行きたがらない



落ち着きがない・
発語が遅れている



ゲームやスマホばかりで
勉強をしない



問 子育て支援課 ☎21-1446 ☎23-2239

ファミリー・サポート・センター事業が委託事業になります

ファミリー・サポート・センターでは、子どもを預けたい人(利用会員)と子育てを手伝いたい人(協力会員)が、それぞれセンターに登録し、アドバイザーが条件や要望にあった会員を紹介することで子育て家庭を支援しています。

今まで、市直営で実施しておりましたが、4月から業務委託を行います。

既に会員登録をされている人については、業務委託に伴う手続きはありません。また、緊急サポートセンターと窓口が一本化され、緊急サポートセンターへ自動的に登録されます。

4月以降、会員登録を希望される場合は、緊急サポートセンター埼玉 坂戸センターへお問い合わせください。

問【会員登録・サービス申込み：3月まで】
東松山市ファミリー・サポート・センター
☎21-7125

【会員登録・サービス申込み：4月から】
特定非営利活動法人病児保育を作る会
緊急サポートセンター埼玉 坂戸センター
☎049-299-5790

【事業全般】
子育て支援課
☎63-5005 ☎23-2239

